

今月の特集



1. 産前産後休業開始時からの  
社会保険料免除制度が開始されます
2. 地域別最低賃金の改訂について
3. 労働保険料の口座振替納付 ご案内
4. 健康保険と労災保険の適用関係について
5. 給与総額6月ぶりに増加 (統計調査)

1.産前産後休業開始時からの社会保険料免除  
制度が、平成26年4月より開始されます

出産に伴う社会保険料（健保・厚年・基金・介護 各種保険料）の免除制度が、来年4月から大きく変更されます。

現状では産前産後休業が終了した後の“育児休業期間”についてのみ社会保険料の免除が可能ですが、制度変更によって“産前産後休業開始時”から免除ができるようになります。

なお、今回の制度改定は平成24年8月に公布された“公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律”によるものです。

(1) 産前産後休業中の社会保険料免除の仕組み

免除の仕組みは、育児休業期間中の取り扱いと同じです。事業主の申出を条件として“産前産後休業を開始した日の属する月から、休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間”保険料が免除されます。

施行日時点で既に産前産後休業に入っている方の取り扱いですが、附則により“4月1日の施行日前に産前産後休業を開始した者は、施行日を休業開始日”として届出を行う事となります。

(2) 実際の届出について

届出用紙、提出のタイミングなど詳細はまだ決まっています。具体的な届出に関するリーフレットは、来年1月以降に厚生労働省（日本年金機構）から展開される予定です。

(3) “出産予定日”と“出産日”について

産前休業の開始日は、“出産予定日”を元に割り出します。しかし産前休業開始日より前から既に欠勤等している場合、かつ“出産日”が予定日より前の日付となった際、届出上の産前休業開始日を実際の“出産日”を元に割り出すことができる、という可能性もあります。そしてその結果、免除開始月が前倒しとなり、給与調整が発生することも想定されます。（詳細は未確定）

(4) 産前産後休業期間に給与支給する場合

産前産後休業期間について、給与を支給「する」「しない」に関わらず、産前産後休業開始日より保険料免除が可能となる見込みです。

★この新制度について年金機構より詳細の発表がありましたら、再度情報提供をさせていただきます。



2. 地域別最低賃金の改訂について

平成25年度の地域別最低賃金が10月に公示されております。

【例】東京 (従前) 850円→(新) 869円  
神奈川 (従前) 849円→(新) 868円  
千葉 (従前) 756円→(新) 777円  
埼玉 (従前) 771円→(新) 785円

各地域別の最低賃金は下記厚生労働省HPをご参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouou\\_roudou/roudoukijun/minimumchiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/)

3.労働保険料の口座振替納付 ご案内

労働保険料（=労災・雇保の保険料）を現在「納付書」でお支払されている会社様へご連絡です。

次年度より「口座振替（=自動引落）」への切り替えを行おうとする場合、平成26年2月20日までに申請が必要です。下記の労働局リンクより用紙を取り出していただき、口座を開設している金融機関の窓口へご提出下さい。

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryo/kouza\\_moushikomi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryo/kouza_moushikomi.html)

4.健康保険と労災保険の適用関係について

平成25年10月より、健康保険の適用範囲が一部変更になりました。今までは、例えば副業として行う請負業務や、インターンシップ、シルバー人材センターなどでの業務中災害について、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受けられない事態が発生していました。これが解消され、「**労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とする**」こととなりました。

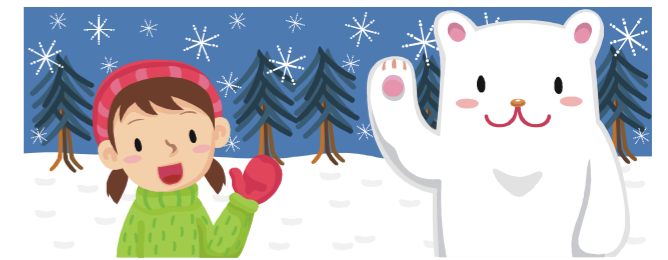
ただし、役員（※1）の業務上負傷については、現行どおり原則健康保険および労災保険（※2）の給付は行われません。

（※1）小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等で一般の労働者とあまり変わらない業務に従事する場合は、健康保険が適用されることがあります。これは従来通りです。

（※2）労災保険において中小企業主の特別加入を行っている場合は、労災保険より給付が行われます。

5.給与総額6月ぶりに増加 (統計調査)

厚生労働省が12月3日に発表した10月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、労働者1人当たりの平均賃金（現金給与総額）は前年同月比0.1%増しの26万7167円となり、4ヶ月ぶりに増加しました。幅広い業種で残業時間が増え、所定給与が5.4%増しの1万9511円と7ヶ月連続で伸びました。就業形態では、フルタイムで働く一般労働者が0.5%増しの33万8353円、パートタイム労働者は0.5%減の9万4511円でした。一方、基本給などの所定内給与は0.4%減の24万2153円で、パートタイム労働者の割合が増加したため17ヶ月連続で減少しました。



SATOコラム

今年も、残すところ僅かです。

クリスマスのイルミネーションが目を楽しませてくれる季節となりました。

12月といえば年末業務の慌ただしさに加え、忘年会のシーズンですね。

SATOグループも都内のグループ会社から150名ほど集まり、大規模な忘年会を開催します。忘年会や、年末年始のお休みを楽しみにしつつ、残りの業務もしっかりこなしたいと思います。

本年も大変お世話になり、有難うございました。来年も相変わらずのご愛顧をお願い申し上げます。年末のご挨拶とさせていただきます。

ご多忙の折ではございますが、お体にお気を付けてよい年をお迎えください。